

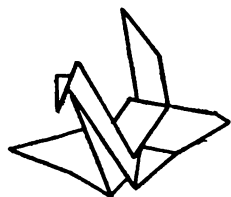


Title	原子爆弾被爆者の医療保障
Author(s)	大阪府衛生部医務課
Citation	大阪公衆衛生. 1958, 2, p. 14-14
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84763
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



原子爆弾被爆者の医療保障

昭和25年の国勢調査によると大阪府下在住原爆被爆者は約3,500名で、被爆者に対する施策は、昭和32年4月1日より施行された「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」によって行われている。この法律により被爆者即ち原爆投下時爆心地から約4軒以内の地域に居た者・投下直後から2週間以内に爆心地から約2軒以内の危険区域（放射能の汚染甚しい所）に立入った者・その他放射能の影響を身体に受ける特殊事情にあった者等は、自発的に現住地の保健所を通じて知事に申出て「被爆者健康手帳」の交付を受けて置くと、毎年2回健康診断を無料で受けることができ、その結果治療が必要と認められた者に対しては国費で治療が受けられる仕組みになっている。大阪府ではこの健康診断並びに治療を行う場所は、大阪大学医学部附属病院・国立大阪病院・大阪赤十字病院の3機関に限られ、健康診断の時期は大体春と秋とである。現在手帳の交付を受けた者は約650名で大阪府在住推定被爆者数を遥に下廻る利用状況である。また法律施行後既に実施された健康診断の結果、治療が必要と認定された者は約20名（うち入院治療を必要とする者2名）に過ぎず、被爆後13年を経た現在では、大阪府在住の被爆者の健康状態は大体良好に保持されているのではないと思われる。しかし核爆発の結果生じた放射能の人体に及ぼす影響については今日尚明らかでない点が極めて多く、殊に被爆時の影響が潜在して、一見良好な健康状態にあるかにみえながら突然造血機能障害等の疾病を出現することもあり、被爆者の一部には絶えず疾病発生の不安におびえるものも見られるわけで、本法律のさらに効果的な運用により被爆者対策に遺憾なきを期さねばならない。

そもそも原子爆弾被爆による影響として、熱線又は爆風により熱傷又は外傷を受けた者・放射能の影響により急性又は亜急性の造血機能障害等を出現した者及び原子爆弾後障害症ともいうべき症状を呈する者とに大別される。殊に最後のものは被爆後13年を経た現在でも尚被爆者の医療問題が云々されるもとをなすものである。かかる場合放射能による障害の有無を決定することがはなはだ困難な場合も多く、医学的検査の結果だけに拠り難い時には、被爆距離・被爆当時の状況

・被爆後の行動等をできるだけ精細に把握して、当時受けた放射能の多寡を推定するとともに、被爆後における急性症状の有無及びその程度等から、間接的に現在の疾病又は症状が原子爆弾の被爆に基くか否かを決定せざるを得ない場合が少くない。したがって健康診断に際しては次のような基準を参考として多面的な検討のもとに診断が下されるのである。

1. 被爆距離：爆心地からの距離が2軒以内の時は高度の、4軒以内の時は中等度の、それ以上の時は軽度の放射能を受けたものと考えて差支えない。
2. 被爆場所の状況：原子爆弾後障害症に関し問題となる放射能は主として γ 線及び中性子線であるので、被爆時の遮蔽物の関係が重大で、開放被爆と遮蔽被爆の別・遮蔽物の構造・遮蔽状況等を詳細に調査して受けた放射能の多寡を推定する。
3. 被爆後の行動：原子爆弾後障害症に影響したと思われる放射能の作用は主として体外よりの照射であるが、塵芥・食品・飲料水等により放射性物質が体内に入った場合のいわゆる体内よりの照射も問題となるので、被爆後も比較的爆心地の近くに留っていたか、直ちに他に移動したか等、被爆後の行動及びその期間が照射量推定の参考となる。
4. 被爆後における健康状態：被爆後数日ないし数週における健康状態の異状のうちで、脱毛・発熱・口内出血・下痢等の症状は原子爆弾による障害の急性症状を意味する場合が多く、特にこのような症状の顕著であった例では、当時受けた放射能の量が比較的多く、したがって原子爆弾後障害症を割合容易に発現しうると考えることができる。
5. 臨床医学的検索：原子爆弾後障害症として最も発現率の高い造血機能障害の検査に主体を置くが、肝機能検査・内分泌機能検査等をも併せ行う必要がある場合もある。また異常については、尿検査・糞便検査・X線検査・その他必要ある検査を十分に行って、この異常が放射能以外の原因に基くものでないことを詳細に検討しうえ診断を下すべきである。
6. 経過の観察：軽度の貧血や白血球減少症のようなものでは所見が一進一退する場合が往々みられるので、被爆者の健康について十分経過を観察する必要がある。（大阪府衛生部医務課）